国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 令和4年10月26日 最終更新日 令和4年10月26日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和4年10月1日
国立大学法人名		静岡大学
法人の長の氏名		日詰 一幸
問い合わせ先		総務部総務課 054-238-4405
		soumusoumu@adb.shizuoka.ac. <u>jp</u>
URL		https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/gov/

【本報告書に関する経営協議	会及び監事等	の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
		【確認の方法】
		令和4年度第3回経営協議会(令和4年6月22日開催)において、令和4年
		度のガバナンス・コード適合状況確認のスケジュールを説明し、経営協議会
		に関連する原則の適合状況を確認した。令和4年度第4回経営協議会(令和
		4年7月28日~8月5日メール開催)において、ガバナンス・コード全原則
		の適合状況について、意見聴取を行い、令和4年度第5回経営協議会(令和
		4年9月28日開催)において、本報告書(案)を審議し承認された。
		【経営協議会委員からの意見と対応状況】
		・進捗した項目のサマリーを報告いただきたい。
		→令和 4 年度第 5 回経営協議会(令和 4 年9月28日開催)において、
		昨年度から進捗した原則の対応状況について報告を行いました。
経営協議会による確認		・大学のホームページを通じて学内外へ広範に亘り情報公開がしっかりとな
		されていることが確認できた。今後とも組織や仕組の弛まぬ改革や革新を通
		じての更なる強化を期待する。
		・補充原則1-2② IR室の設置について、大学概要に明記するなど内外に
		周知やアピールをするとよい。
		→いただいたご意見について、担当理事にお伝えしました。
		・補充原則1-2② 地域連携に関し、大学の担当部署が各自治体に明示さ
		れ、相談に応じられる体制になっているか。地方自治体おけるDX推進には
		大学の関与が強く求められる。
		→地域創造教育センターのウェブサイトにおいて「自治体・企業関係」
		向けの相談窓口を記載し、問い合わせに応じる体制をとっているほ
		か、地域連携・産学連携シーズを収録した社会連携シーズ集を自治体
		及び県内関係機関に配布し、PRに努めています。

監事による確認	【確認の方法】
	事に本報告書(案)について説明を行い、意見聴取を行った。 【監事からの意見】 昨年度末の時点で不十分となっていた事項も含め、すべての原則について 実施できていることを確認した。加えて、学長選考・監察会議及び監事に関する事項については、令和4年度国立大学法人法改正の趣旨に適合した対応がなされている。今後とも、必要に応じ従来の内部運用ルールを方針として 明確化するなど、引き続き見直し・改善を図られたい。
	【意見への対応状況】 ご意見を踏まえ、今後も継続的に、ガバナンス体制の強化のため、見直し や改善に努めることとします。
その他の方法による確認	その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		本学では、本学の果たすべき役割や大学の方針を示した「静岡大学の理念と目標」を策定・公表するとともに、地域を志向した大学改革を推進することを宣言した「地域志向大学」宣言を公表している。また、中期目標・中期計画についても「静岡大学の理念と目標」等の内容が反映されたものとなっている。 これらの目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みが整っている。 静岡大学の理念と目標: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/document/manifesto.pdf静岡大学の「地域志向大学」宣言: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/effort/document/manifesto.pdf 静岡大学の中期目標・中期計画一覧: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/document/202204_4th_list.pdf
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みを整えており、これらの検証結果等については「業務の実績に関する報告書」で公表している。 業務の実績に関する報告書: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#b6
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の 体制		国立大学法人の運営に関しては、経営・教学双方について最終的な権限と責任を学長が有することを前提として、法令に則り、経営の重要事項は経営協議会、教育研究の重要事項は教育研究評議会の審議を経るプロセスとするなど、各組織等の権限と責任を明確にしている。各組織等の具体的な設置の趣旨、権限等については、学内規則で規定しており、それらを登載した静岡大学規則集をWebで公表している。また、大学運営に関する主要な組織に関して、大学運営組織図を公表している。 静岡大学規則集:http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/大学運営組織図: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/organization/index.html
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「自由啓発・未来創成」の理念のもと、人類の未来と地域社会の発展に貢献する大学を目指し、「国立大学法人静岡大学における総合的な人事方針」(令和4年1月)を定めた。 多様性・柔軟性・創造性のある大学を目指し、これらを尊重した法人経営及び教育研究活動等を着実に推進するため、適正な人材の確保と人員配置に努めている。 国立大学静岡大学における総合的な人事方針: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/document/total_jinji.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべ く行う活動のために必要な		国立大学法人静岡大学の中期計画において、予算、収支計画及び資金計画 等を定めており、公式Webサイトで公開している。
支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期目標・中期計画一覧: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/document/202204_4th_list .pdf
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)		一会計年度の教育研究等に係る財務状況、運営状況、資金状況、活動状況等については、国立大学法人法に基づき「財務諸表」及び「事業報告書」を作成し公表している。また、本学独自の取り組みとして、ステークホルダーに本学の活動を身近に感じ、理解を深めていただくため、コストの説明や経年比較等の情報を加えた財務情報と教育研究等の取り組みについて紹介する「財務リポート」を作成し、公式Webサイトで公表している。
		財務諸表等: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#zaimusyohyou
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		法人経営を担いうる人材の確保及び計画的な人材育成を図るため、「国立大学法人静岡大学における法人経営を担う人材の確保と育成方針」(令和4年1月)を定めた。 多様な知識や経験を有する者を学内外から法人経営を担う人材として確保するとともに、将来の法人経営を担う人材として期待される教職員を、積極的に副学長や学長補佐、部局長等に登用し、主要な会議に参加させることにより、法人経営を担うために必要なマネジメント力や専門性の向上を図っている。
		国立大学法人静岡大学における法人経営を担う人材の確保と育成方針: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/document/jinzai _ikusei.pdf
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等		理事を教育・附属学校園担当、研究・社会産学連携・情報担当、企画戦略・人事担当として、加えて非常勤理事を地域連携担当、ワークライフバランス・リスク管理担当として、副学長を総務・財務・施設担当、学生支援担当、リスク管理担当、評価・浜松キャンパス総合調整担当、ダイバシティ推進担当、国際戦略担当として任命している。将来の経営を担い得る人材を学長補佐に3人任命し、長期的な視点に立って経営人材の育成・確保を実践している。令和4年4月から、法人経営において学長を補佐する者として、学長が必要と認めた場合に特命理事を配置することができることとし、総務・財務・施設担当の副学長を任命した。なお、理事のうち2人を、副学長のうち1人を学外者から任命して学内外から適材適所の人材を配置している。また、理事のうち1人、副学長のうち2人、学長補佐のうち1人、女性を任命して男女のバランスを考慮している。理事、副学長、学長補佐の責任・権限について、本学Webサイトに公表している。
		役職員・副学長: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/

記載事項	更新の有無	記載欄
記載事項 原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録	更新の有無	記載欄
		諸会議議事録等: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		理事のうち2人、副学長のうち1人を、外部経験を有する人材を任命し、 学内外から適材適所の人材を配置している。また、理事のうち1人、副学長 のうち2人、学長補佐のうち1人、女性を任命し、男女のバランスを考慮し ている。 登用状況や経歴については、本学Webサイトに公表している。 役職員・副学長:
		https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		経営協議会の外部委員は、教育に深い知見・実践経験を有する方、自治体において行政や教育の経験を有する方、企業経営に知見・経験を有する方、大学の経営に知見・経験を有する方、法曹界等、法律関係に広い知見を有する方、その他、多様な知見・経験を有する方から選考していて、ダイバシティの観点も考慮している。また、全国的な視野、地域からの期待等の意見を的確に把握できるように選考している。 経営協議会では、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員が出席できるようにあらかじめ翌年度の開催日程を提示している。また、会議開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認いただくことで、会議当日の十分な審議時間を確保している。
		経営協議会委員: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/index.html #keiei 国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員選考方針: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/document/senkouhoushin.pdf 国立大学法人静岡大学経営協議会における運営方法の工夫: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/document/uneihouhou.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		令和2年度に実施した学長候補者の選考においては、本会議が決定、公表した「次期静岡大学長の選考に係る基準」に基づき、学長候補者の推薦を求め、本会議主催の学長適任候補者の抱負等発表会における発表及び質疑応答、候補者への面接により、静岡大学の将来ビジョン、教育研究活動、地域などとの連携構想並びに大学運営に対する考え方を聴取し、本会議で慎重に審議し次期学長候補者を決定した。 次期学長候補者を決定した。 次期学長候補者の決定後は、直ちに記者発表を行い、「国立大学法人静岡大学長選考規則」に基づき、当該選考の結果、選考過程、選考理由を学内に公示するとともに、本学ウェブサイトで公表している。
		次期静岡大学長の選考に係る基準: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/criteria/selection_rule_20200515.pdf 国立大学法人静岡大学学長選考規則: https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000085.htm 国立大学法人静岡大学長候補者の選考結果: https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/20201020_kaiken.pdf
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		学長による安定的な大学運営やリーダーシップの発揮を可能とするため、学長の任期、再任時の任期、再任回数の上限設定の必要性について、学長選考会議において検討・審議を行い、再任の上限を定めないことにより問題が生じる可能性の懸念、学長として過度な任期の意識による施策への影響などの理由から、平成27年3月、「国立大学法人静岡大学長選考規則」を改正し、「学長の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、再任の回数は原則として、1回とする。」とした。本件についての情報は、本学ウェブサイトにおいて公表している。 学長選考会議議事録 2014年度第5回、第8回、第9回: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/index.html#selection 国立大学法人静岡大学長選考規則:
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000085.htm 「国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則」により、法人の長の解任手続きを整備し、本学ウェブサイトにおいて公表している。 国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則:
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000545.htm 「国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則」を整備して、4年任期の2年終了時に中間評価を実施し、3年終了時に最終評価を実施していて、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該結果を本学ウェブサイトで公表している。 平成29~30年度に係る学長の業績評価(中間評価)について: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/performance/evaluation_h29-30.pdf 国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則: http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000544.htm

記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		○経営協議会委員(本学の役員及び教職員を除く)から選出する4名 (任期:令和4年4月1日~令和6年3月31日) 令和4年4月開催の経営協議会において、学長選考・監察会議の審議の継続性の観点を考慮し再任の委員3名、様々な立場からの意見を伺うことの重要性により各界の委員のバランスにも配慮し、新任の委員1名を選出した。令和4年6月開催の経営協議会において、委員の退任に伴う後任補充のため、様々な立場からの意見を伺うことの重要性により、現在の委員とのバランスを考慮し、新任の委員1名を選出した。なお、後任の委員の任期は、前任者の残任期間となる。 ○教育研究評議会評議員(学長を除く)から選出する4名 (任期:令和3年4月1日~令和5年3月31日) 令和3年4月開催の教育研究評議会において、「学長選考会議委員の教育研究評議会からの選出方法について」(教育研究評議会決定)に基づき、静岡地区及び浜松地区のバランス等を考慮し、評議員による投票方式により、それぞれ2名を選出した。本件については、本学ウェブサイトにおいて公表している。 国立大学法人静岡大学長選考・監察会議委員名簿: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/performance/meibo.pdf
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		大学総括理事は置いていない。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況		国立大学法人静岡大学内部統制規則を整備して、内部統制委員会を置き、 内部統制担当役員から、内部統制システムの運用状況について定期的に報告 を受け、必要な改善策を審議している。 国立大学法人静岡大学内部統制規則: https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000603.htm
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫		法律に基づいて公表すべき事項については、本学Webサイトを設けて適切に実施している。 また、大学運営、情報公開、調達情報、教育・研究・社会連携活動等の情報を本学Webサイトのトップページから直接リンクされており、サイドナビにわかりやすく分類して公表しているほか、各種刊行物(大学概要、大学広報誌【SUCCESS】等)でも、大学運営、教育・研究・社会連携活動等をわかりやすく公表している。 さらに、プレスリリースにより新聞やテレビ媒体に積極的に情報発信している。 本学Webサイトトップページ: https://www.shizuoka.ac.jp/index.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況		各学部・大学院・研究所、図書館・附属施設、学生生活、就職、入試、国際交流等の情報を各Webサイトを設け、本学Webサイトのトップページからリンクして公表している。さらに、トップページのヘッダー部分に「受験生向け、一般向け、官公庁・企業向け、卒業生向け、在学生向け」それぞれの対象に分類して直接リンクを貼り、わかりやすい工夫をしている。また、基本情報や各種データ等を掲載した「大学概要」、財務情報に加え、教育研究等の取り組みについて紹介する「財務リポート」、主に高校生・保護者を対象とした「総合案内(入試パンフレット)」、主に卒業生・地域社会・寄付者を対象とした「大学広報誌【SUCCESS】」等の各種刊行物についても、わかりやすい工夫をしたうえで公表している。
		本学Webサイトトップページ: https://www.shizuoka.ac.jp/index.html
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		1.学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠 (1) 本学では、多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、そのような人材を育成するため、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由関達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組むことを「理念と目標」として掲げ推進している。なお、本学の「理念と目標」は、公式Webサイトで公表している。静岡大学の理念と目標:https://www.shizuoka.ac.jp/education/publish/document/manifesto.pdf(2)「学位授与の方針」において、学位授与の条件として身に付けることが必要な資質や能力を示し、それらを学生が身に付けるために編成したカリキュラムの内容等を「教育課程編成・実施の方針」は、公式Webサイトで公表している。静岡大学の3つの方針(ポリシー)/ 学部:https://www.shizuoka.ac.jp/education/policy/policy_f/静岡大学の3つの方針(ポリシー)/ 大学院:https://www.shizuoka.ac.jp/education/policy/policy_g/ 2.学生の満足度学びの実態調査」を実施した。この調査では、教育内容やカリキュラム(科目体系)等についての満足度を聴取し、集計結果の概要を以下サイトで公表している。学生の満足度グラフ一覧:https://ir.shizuoka.ac.jp/graph/area/satisfaction 3.学生の進路状況 学生の進路状況 学生の進路状況 学生の進路状況 学生の進路状況(令和3年度卒業(令和4年5月1日現在)):https://www.shizuoka.ac.jp/education/publish/career_dept/(2)大学院生進路状況(令和3年度を了(令和4年5月1日現在)):https://www.shizuoka.ac.jp/education/publish/career_graduate/

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/
		■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし